

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年11月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：ザンビア国橋梁点検及び維持管理能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ザンビア国橋梁点検及び維持管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：25a00616

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですが、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年11月19日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ザンビア国橋梁点検及び維持管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。
(全費目不課税)

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年2月～2029年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026 年度 (2027 年 2 月頃)
- 2) 2027 年度 (2028 年 2 月頃)
- 3) 2028 年度 (2029 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年11月25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年11月26日 12時まで
3	質問への回答	2025年12月1日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年12月12日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2025年12月23日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ザンビア国橋梁点検及び維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00061）の受注者（インテムコンサルティング株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%90%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/fL47f7C5Z6>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。 ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	橋梁設計ガイダンス、橋梁アセットマネジメント・ガイドブックの策定に係る具体的な実施方針（橋梁設計ガイダンスについては、SATCC Standardとの整合性の取り方を含む）	第4条2. (1) ②

2	設計図面等の必要な情報が限られる中での既存橋梁の耐荷重評価にかかる適切な実施方法（C/P機関に定着できる手法で、所定の精度が確保されること）	第4条2. (1) ②
3	周辺国の関係機関が各国内で実施する主要橋梁の点検を遠隔で支援する際の効率的な実施方法	第4条2. (1) ③
4	成果2～4に関し、周辺国関係者のワークショップ、BME（Bridge Maintenance Engineer）講座等への招へい等に関して、参加者の習熟成果を高めるための工夫	第4条2. (1) ②～④

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
 - 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
 - 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・詳細計画策定調査実施時期：2025年6月
- ・R/D署名：2025年11月5日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）本業務で達成すべきプロジェクト目標と成果

本業務では、以下に記した上位目標を念頭に、プロジェクト目標を達成するための成果1～成果4に関する活動を行う。

上位目標：ザンビア及び周辺国の国際輸送回廊における橋梁維持管理の向上・均質化が図られる。

プロジェクト目標：ザンビア及び周辺国の国際輸送回廊における橋梁の点検・診断から補修計画の策定までの一連の橋梁維持管理活動が改善される。

成果1：RDAが実施済の橋梁点検結果に基づくモデル橋梁の維持管理・補修の実施と、中長期橋梁維持管理補修計画の策定が行われる。

成果2：橋梁設計から維持管理段階までの橋梁アセットマネジメントの最適化にかかる業務実施手法が導入される。

成果3：国際輸送回廊上の橋梁点検・補修の共同実施を通じて、橋梁維持管理手法が周辺国関係機関に共有・普及される。

成果4：橋梁維持管理センター（ザンビア大学内に開設）において、研修内容の充実を図りつつ、橋梁維持管理技術者の育成プログラムが実施される。

（2）既往の協力成果を踏まえた知見・スキルの展開と定着

ザンビアにおける橋梁維持管理能力の向上への協力については、2015年以降、2件の技術協力プロジェクト（「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」及び「橋梁維持管理能力向上プロジェクト フェーズII」）を実施して、C/P機関となるザンビア道路開発庁（Road Development Agency (RDA)）の本部及びモデル地方事務所を対象としたキャパシティビルディングを図ってきた。その結果、「橋梁維持管理能力向上プロジェクト フェーズII」において日常維持管理についてはRDA側の自主的な取り組みにより全地方事務所においてそれぞれ2～3橋を対象とした日常維持管理を実施するに至った。一方で、点検、補修についてはマニュアル作成とパイロット事業の実施を通して実践力の醸成を行ってきたものの、対象となる地域事務所数は依然として限られていた状況にある。

上記の状況を踏まえ、本プロジェクトの成果1に関連した活動として、補修に係るパイロット事業の対象となるモデル橋梁の選定、補修計画の策定等のプロセスを通して、これまで直接的な協力対象となっていたいなかった地方事務所への知見・スキルの普及・定着を図ることにも留意して進める。

（3）橋梁アセットマネジメントに基づく業務の体系化と導入

これまでに実施した技術協力プロジェクトにより、橋梁維持管理の主要業務はマニュアルに取り纏められ、C/P機関での活用が進められている。一方で、設計段階において補修を含む維持管理方法を考慮に入れた設計とすることや、補修方法の検討において構造面の知識を踏まえることで、より合理的な補修計画の策定が可能になることを踏まえ、橋梁維持管理に関与する技術者が広く理解しておくべき設計に関する知識の体系的な習得を図るための橋梁設計ガイドを作成する。また、設計段階から点検・補修までの橋梁アセットマネジメントをより体系的に導入していく必要性が高いと考えられることから、本プロジェクトの成果物の一つとして、橋梁アセットマネジメントの考え方に基づいた一連の業務計画の策定や実施手法等を体系的にまとめたガイドブックを作成する。

（4）ザンビア大学を拠点とした域内での人材育成モデルの拡充

ザンビアにおけるザンビア大学とRDAとの連携による橋梁維持管理人材の育成に係る短期講座（Bridge Maintenance Engineer (BME)講座）については、これまで2回開

催している。また、BME講座の持続的な運営のために関係機関の間でのプラットフォーム(以下、「PF」という)の設置に係るMOU(2025年2月3日付)を締結済のところ、MOUに基づく連携をベースとして持続的な運営が行われるよう技術面での支援と併せて、修了証書の公式化などの重要事項への助言を行う。

また、BME講座の受講者として周辺国の技術者(各国2名程度)を毎回受け入れる。受け入れ人数の制約と各国での人材育成に係るニーズを踏まえ、ザンビアにおけるこのような官学連携をモデルとして、周辺国においても同様の官学連携による人材育成が行われるよう、地域ワークショップの開催や個別のオンライン・コンサルテーション等を通して支援を行う。

(5) 周辺国との連携とプロジェクトの枠組み

南部アフリカ地域においては、ザンビア及び周辺の内陸国が複数存在し、これら内陸国への主要物流ルートとして各国の幹線道路が国際輸送回廊を形成している。これら国際輸送回廊での安定的な物流や輸送を確保するためには、回廊上に位置する橋梁についても適切な維持管理が必要となるが、実際の維持管理は国ごとの対応に委ねられていることから、各国が連携した形での橋梁維持管理は十分に行われていない状況にある。

そこで、本プロジェクトでの活動を通して、ザンビアのC/P機関に対して協力してきた橋梁維持管理に係る各種の業務手法を周辺国とも共有することで、周辺国における橋梁維持管理の実施レベルの向上が図られるよう支援を行う。

一方で、本プロジェクトの枠組みはザンビア国と日本国政府／JICAとの間での二国間協力により実施される枠組みとなるため、専門家の現地渡航による活動は国際約束の枠組みのあるザンビアでの活動を基本とし、周辺国への技術や知見の展開はザンビア国内で開催するワークショップやBME講座に招へいする形や個別のオンライン・ミーティングでの遠隔での支援により実施する。

現時点で想定されている周辺国の関係機関及び主な活動は以下の通り(各成果の内容は、添付の「案件概要表」を参照)。

① 関係する周辺国と関係機関

関係する周辺国と関係機関

国名	関係機関
ボツワナ	運輸インフラ省、ボツワナ大学 Ministry of Transport and Infrastructure University of Botswana
ジンバブエ	運輸インフラ開発省、ジンバブエ大学 Ministry of Transport and Infrastructure Development University of Zimbabwe
マラウイ	運輸・公共事業省／道路公社 マラウイ・ビジネス工科大学 Ministry of Transportation and Public Works / Roads Authority

	Malawi University of Business and Applied Science
モザンビーク	モザンビーク道路公社、エドワルド・モンドラーネ大学、工学研究所 National Roads Administration Eduardo Mondlane University Laboratory of Engineering

② 想定される主な活動

(成果2関連)

- ・ 橋梁アセットマネジメントに関する普及セミナーによる情報提供。

(成果3関連)

- ・ 国境に架かる主要橋梁における二か国による共同点検、日常維持管理計画または補修計画の策定へのオブザーバー参加。
- ・ 各近隣国による点検実施や、維持管理・補修計画の作成に対して、専門家が遠隔ベースでレビューや実施に向けての助言
- ・ 橋梁維持管理に関する知見共有のための地域ワークショップへの参画。

(成果4関連)

- ・ ザンビア大学 (University of Zambia (以下、「UNZA」という) 橋梁維持管理センターにて開催する橋梁技術者講座 (短期) への参加。

(その他)

- ・ ザンビアにおけるプロジェクトで整備したガイドライン、マニュアル等の共有。

(6) 南部アフリカ輸送・通信委員会 (SATCC : Southern Africa Transport and Communications Commission) 仕様との整合性

南部アフリカ地域の各国が導入する技術ガイドライン等においては、SATCCが定めるStandardやコードに適合していることが要件となりつつあることから、本プロジェクトで作成予定の技術参考資料 (Technical Guidance on Bridge Design for improved Bridge Maintenance, Guidebook for Bridge Asset Management) については、SATCCの関連Standardやコードとの整合性にも留意して作成する。

なお、そのような技術参考資料がSADC (南部アフリカ共同開発体) を介して他加盟国へも普及・展開される可能性も考えられるため、可能な範囲でSADCへの情報提供にも留意する。

(7) ジェンダー配慮

(ア) ザンビア側との合意事項

プロジェクトの中でのジェンダー配慮に係る以下の対応案に関し、R/Dに記載の通りザンビア側と合意済のところ、関係する活動の中で適切な取り組みが講じられるよう、C/P機関とも協議の上で対応する。

① プロジェクト内のWG等への女性技術者の配置等、女性技術者の能力強化に留

意する。

(指標案)

- ・WGメンバーにおける女性の参加比率の設定。
- ・プロジェクトで実施する研修、OJT等への女性参加比率の設定。

(数値目標)

- ・全てのWGにおける、女性の参加比率の平均値を10%以上とする。
- ・全てのOJTにおける、女性の参加比率の平均値を15%以上とする。

② 現場でのOJT等において女性技術者が参加しやすい環境準備（近隣でのトイレ利用可能なサイトの選定等）。

(指標案)

- ・女性技術者の参加に配慮した現場でのOJT実施件数（トイレへのアクセス容易性等）／全OJT実施件数

(数値目標)

- ・女性技術者の参加に配慮した現場でのOJT実施件数（トイレへのアクセス容易性等）を全OJT実施件数の凡そ1/3とする。

(イ) 本邦研修における取組事項

本邦研修への参加者の30%以上が女性となるよう調整する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：RDAが運用している橋梁管理システム(Bridge Management

System : BMS) 及び、橋梁維持管理システム (Bridge Maintenance Information System : BMIS) に保存されている橋梁データを踏まえて選定したモデル橋梁を対象として、健全性を評価する。

RDAが運用しているBMSに格納されている橋梁の基本情報や維持管理優先度のレーティング結果、またRDAがプロジェクト開始前までBMISに格納予定の橋梁点検結果に係る詳細データを踏まえ、橋梁種別や立地条件（国際輸送回廊／幹線道路上にあるか、地域的バランス等）も考慮して、維持管理・補修業務に係るOJTとして相応しい3橋程度のモデル橋梁の選定を行う。

選定したモデル橋梁に対して、BMISに格納されている点検結果を踏まえ必要に応じて現況確認も行った上で、部材毎及び橋梁全体として

の健全性の評価を実施する。

活動1-2: 活動1-1の結果を踏まえ、モデル橋梁の維持管理・補修計画を策定する。

モデル橋梁の健全性評価の結果等を踏まえ、それぞれの橋梁に係る維持管理／補修に係る全体計画を策定する。

活動1-3 : 橋梁維持管理／補修計画及びそれらの優先順位を踏まえ、モデル橋梁の維持管理／補修の実施スケジュールを策定する。

モデル橋梁の維持管理／補修に係る全体計画を踏まえ、橋梁毎の短期・中期に分けた実施スケジュールを策定するとともに、その中でパイロット補修事業として取り上げる補修計画の特定を行う。

なお、パイロット補修事業については、1橋/年により、プロジェクト期間において計3橋を対象に実施予定のところ、補修事業実施のためのRDAによる予算措置が遅滞なく行われるよう必要予算額の共有を適切なタイミングで実施する。実施スケジュール及びOJTへの参加メンバーについては、RDA側と事前に調整・合意する。

なお、プロジェクトでは橋梁補修事業の発注や発注後の施工監理に関する技術面での支援を行うものの、補修事業そのものは、C/P機関であるRDAの業務として実施するものとなる。

活動1-4: モデル橋梁のパイロット補修事業を実施する(一部にてOJTを実施する)。

モデル橋梁に係るパイロット補修事業の実施に関連した準備(コントラクターへの発注準備)を行い、パイロット補修事業を実施する。

その実施過程において、業務手法の習得が必要と考えられる事項を中心RDA職員を対象としたOJTを実施する。

なお、補修事業に関連した現場でのOJT参加者に対するジェンダー配慮については、R/Dでの合意事項を踏まえ具体的な対応をC/P機関とも協議して必要な対策を講じる。

活動1-5 : BMS及びBMISを活用することにより、全国の中長期橋梁維持管理・補修計画を策定する。

BMSに格納されている橋梁インベントリーにおける損傷度等を踏まえた優先度及び、BMISに格納される予定の橋梁点検結果データ等を踏まえ、全国の橋梁を対象とした中長期の維持管理・補修計画を策定する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：適切な橋梁維持管理活動において参考すべき橋梁設計ガイドンスを策定する（概論の解説、既設橋の耐荷力の計算方法を含む）。

橋梁維持管理に従事する技術者が橋梁設計に係る概論を理解するとともに、設計に係る知見を活用することで維持管理の質を高めることが可能となる事項や、既存橋の耐荷力評価のための計算方法を含む橋梁設計ガイドンスの案を策定する。なお、本ガイドンスは最初の1年を目途にドラフトし、活動2-2、活動2-3を経て、活動2-4にて最終化を行う。

また、橋梁設計に用いる設計基準等はSATCC仕様との整合性に留意し、今回対象の周辺国だけでなく、SATCCを通して南部アフリカ域内での普及にも寄与できる内容とする。

活動2-2：橋梁技術者、その他関係者を対象として橋梁設計ガイドンスに関するワークショップ／セミナーを開催する。

橋梁設計ガイドンスに関するワークショップを行い橋梁技術者の理解を深めるとともに、セミナーの開催により広く普及を図る。

活動2-3：前フェーズまでに作成した維持管理マニュアルや橋梁設計ガイドンスの活用を含む橋梁管理に係る各ステージの業務手順を体系的に整理した「橋梁アセットマネジメント・ガイドブック」を策定する。

橋梁の通過交通の状況や道路格付等を踏まえて求められるサービス水準を維持することと、そのための一連の維持管理業務の最適化・効率化を図ることを目的とした、橋梁アセットマネジメントの手法を体系化するためのガイドブックの案を策定する。

活動2-4：実際の維持管理にかかるパイロット事業等の結果を踏まえ、橋梁設計ガイドンス及び橋梁アセットマネジメント・ガイドブックを最終化する。

パイロット事業の実施過程において、橋梁設計ガイドンス（案）及び橋梁アセットマネジメント・ガイドブック（案）での解説内容を可能な範囲で導入・適用し、難易度、有効性、導入効果等を確認する。その結果も踏まえ、橋梁設計ガイドンス、橋梁アセットマネジメント・ガイドブックの最終化を行う。

活動2-5：国内及び周辺国への普及に向けた橋梁アセットマネジメント・セミナーを開催する。

活動2-1～活動2-4により作成した橋梁設計ガイドンス及び、橋梁アセットマネジメント・ガイドブックについての国内及び周辺国への普

及に向けたセミナーを開催する。

成果2に関連したワークショップとセミナーの想定規模は以下のとおり。

(開催時期はR/Dに添付のPlan of Operationを参照。)

目的	国内ワークショップ（橋梁設計ガイドの概要説明／活用演習）
実施回数	約3回
対象者	RDA技術者及び関係機関技術者、民間コンサルタント等
参加者数	約30～50名程度/回
開催期間	約1日/回
実施場所	ルサカ市内
実施形態	対面

目的	国内セミナー（橋梁設計ガイド／橋梁アセットマネジメントの概要説明）
実施回数	約2回
対象者	RDA技術者及び関係機関技術者、民間コンサルタント等
参加者数	約50～70名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	ルサカ市内
実施形態	対面

目的	地域セミナー（橋梁設計ガイド及び橋梁アセットマネジメントの概要説明）
実施回数	約3回（2回目、3回目は、国内セミナーに参加する方式とする。）
対象者	周辺国関係者（4か国*3名）等 ※ ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ、モザンビーク
参加者数	約12名/回
開催期間	約1日/回（成果3にかかる地域セミナーと同時期開催とし、各回ともに周辺国からの招へい者が両方に参加できるよう調整する。）
実施場所	ルサカ市内
実施形態	対面

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：成果2のガイダンス及びガイドブックを参照し、国境における主要橋梁の点検を実施する。

周辺国との国境に位置する主要橋梁（候補：ジンバブエ国境に位置するチルンド橋、ボツワナ国境に位置するカズングラ橋）について、ザンビアで実施済のプロジェクトで作成した橋梁点検ガイドブック及び本プロジェクトで作成する橋梁設計ガイダンス、橋梁アセットマネジメント・ガイドブックを参照し、橋梁点検を実施する。

なお、カズングラ橋については、現在スタッフ雇用準備中のKazungula Bridge Authority (KBA) が管理組織となっていることから、ザンビアRDAを通してKBAへの事前説明により実施方法、日程、役割分担等に係る調整を行い、了解を得られた範囲での点検活動とする。

また、両橋梁での点検の実施に当たっては、専門家チームは両国のC/Pによる実施をサポートする立場となり、C/Pの実践的な能力向上を図る。

活動3-2：活動3-1の結果に基づき、橋梁維持管理・補修計画を策定する。

活動3-1の結果に基づき、ザンビアにて実施したプロジェクトで作成済の橋梁維持管理ニュアルガイドライン、橋梁補修ガイドブック及び本プロジェクトで作成する橋梁設計ガイダンスを参照して、国境における主要橋梁に対する橋梁維持管理・補修計画の策定を行う。また、維持管理・補修計画に基づく実施に必要な予算計画、実施スケジュールについても計画案を作成する。なお、橋梁維持管理・補修計画の作成に当たっては、オンライン・ミーティングにより活動3-1に参加した周辺国（ジンバブエ、ボツワナを想定）C/Pによる計画策定への着手時の説明及び検討課題の設定、C/Pが作成した計画案のレビューを行う等によりOJTの機会となるよう留意する。

活動3-3：橋梁維持管理・補修工事の結果、今後の取組み、政策・計画策定に関する課題などを周辺国の関係機関と共有するための地域ワークショップを実施する。

活動3-2までの活動による成果を総括するとともに、周辺国相互を接続する国際輸送回廊上に位置する橋梁の維持管理のあり方、関係国による短期的な取り組み、政策・計画レベルでの課題などについても整理し、周辺国の関係機関と共有するための地域ワークショップを開

催する。周辺国関係者を招へいする。

活動3-4：活動3-3で共有される知見を活用し、周辺国の関係機関が実施する各国内での主要橋梁の点検を遠隔支援する。

活動3-1において、国境に架かる国際橋梁を持たないマラウイ、モザンビークについては橋梁点検のOTJを実施できていないため、当該国関係機関による自国内の主要橋梁を点検する際における、橋梁点検の計画・準備、点検結果の評価などに対して遠隔で支援を実施する。

なお、本活動はマラウイ、モザンビークを対象とすることを基本とするが、ジンバブエ、ボツワナについても、各国内での主要橋梁の点検に係る遠隔支援の要望がある場合は、対象に含める。

成果3に関連した地域ワークショップの想定規模は以下のとおり。

(開催時期はR/Dに添付のPlan of Operationを参照する。)

目的	地域セミナー（橋梁補修、国際輸送回廊上の橋梁点検結果等を踏まえた事例・教訓の共有）
実施回数	約3回
対象者	RDA技術者、周辺国関係者（4か国*3名）等 ※ ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ、モザンビーク
参加者数	約50名/回
開催期間	約2日/回（成果2にかかる地域セミナーと同時期開催とし、各回ともに周辺国からの招へい者が両方に参加できるよう調整する。）
実施場所	ルサカ市内
実施形態	対面

④ 成果4に関わる活動

活動4-1：前フェーズで整備された橋梁維持管理技術者（BME）講座のカリキュラム（必要に応じ、新しい技術の導入含む）をレビューし、改訂する。

前フェーズで開始されたBME講座について、これまでの実施結果等を踏まえたカリキュラムのレビューと改訂を行う。これらの活動は2025年2月3日付のMOUにてBME講座の運営のために設置された関係機関PFが主体となって実施するものなので、当該PFの関係機関の主体的な参加により進める。

活動4-2：RDA及びUNZA講師を対象として、理論及び実践的な側面から橋梁維持管

理にかかる研修を実施する。

活動4-1にて纏められたBME講座の改訂内容等を踏まえ、BME講座を担当する講師に対して、理論及び実践的な側面からの講義事項や留意点等の理解を深めるための研修を実施する。

活動4-3 : 2025年2月3日に設置されたBME講座運営のための関係機関プラットフォームの枠組みのもと、短期的なアクションプランの作成及びその実現を通じてRDA、UNZA及び国家建設委員会(National Council for Construction : NCC)との連携を強化する。

関係機関PFに参画している機関が、同枠組みで取り組むべき優先課題の洗い出しを行い、これらに対する短期（3年程度）で完了可能なアクションプランの作成を支援する。また、同アクションプランの実現に向けた活動を支援する。

特に、BME講座の公式化（受講者への公式な資格の付与に係る制度化等）については優先的な課題の一つであることを踏まえ、PFでの議論に加え、必要に応じ外部の関係機関（ザンビア技術士会：Engineering Institution of Zambia (EIZ)等）とも協議を行い、方向性を早急に固める。

活動4-4 : ザンビア及び周辺国の橋梁維持管理技術者及びその他関係者を対象とした研修を実施する。

BME講座について、ザンビア国内及び周辺国の橋梁維持管理技術者（招へい人数は以下の通り）を招へいし、ザンビア大学及びPF関係機関によるBME講座の開催を支援する。

活動4-5 : 各国の橋梁維持管理に携わる人材の育成において、関係大学と道路関連省庁間の連携を促進するため、地域セミナー及び遠隔コンサルテーションを実施する。

BME講座での周辺国からの受入れ人数に限りがあることを踏まえ、ザンビア大学とRDA他の間で運営しているBME講座を橋梁維持管理技術者の育成に係る官学の連携モデルとして周辺国にも紹介し、周辺国が各国内での官学間での連携による橋梁維持管理技術者の人材育成への取り組みを支援する。周辺国関係者を招請した地域セミナーの開催と、これを踏まえた各国での取り組みを個別にサポートする遠隔コンサルテーションを実施する。

成果4に関連したBME講座の想定規模は以下のとおり。

（開催時期はR/Dに添付のPlan of Operationを参照する。）

目的	Bridge Maintenance Engineer (BME) 講座 (BME講座の開催はPFによる主体的な活動と位置づけ、周辺国技術者の招へいについて、当プロジェクトでの活動により支援する。)
実施回数	約5回
対象者	RDA技術系職員、民間コンサルタント、施工会社、周辺国からの招へい者
参加者数	約40名/回 (周辺国からの招へい者 (4か国*2名) を含む) ※ ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ、モザンビーク
開催期間	約5日/回
実施場所	ルサカ市内 (ザンビア大学内のBridge Maintenance Centre)
実施形態	対面

成果4に関連した地域セミナーの想定規模は以下のとおり。

(開催時期はR/Dに添付のPlan of Operationを参照する。)

目的	地域セミナー (橋梁維持管理分野での人材育成に係る連携)
実施回数	約2回
対象者	周辺国関係者 (4か国*3名) 等 ※ ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ、モザンビーク
参加者数	約8名/回
開催期間	約2日/回
実施場所	ルサカ市内
実施形態	対面

(2) 本邦研修 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	橋梁アセットマネジメント
実施回数	合計1回
対象者	プロジェクトWGメンバーから選出

参加者数	約10名/回（うち30%以上を女性参加者とする）
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- プロジェクト開始後6カ月以内にベースライン調査を実施し、R/DでC/Pと合意している評価指標に関する基準値・目標値の案をC/Pとの協議も経て作成の上で、第2回案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）で合意する。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

➢ R/D に記載されたジェンダー主流化に関する配慮事項を踏まえ、予め設定した成果指標が達成されるよう C/P 機関と協力して取り組む。また、モニタリングシートを含む各種報告書等において、右取り組みの進捗・成果を報告する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月以内	英語	電子データ	1部
モニタリングシート	第1回JCC以降6ヶ月毎	英語	電子データ	1部
業務進捗報告書（1）	業務開始から約12ヶ月後	日本語	電子データ	1部
業務進捗報告書（2）	業務開始から約24ヶ月後	日本語	電子データ	1部
業務進捗状況報告書（1）	業務開始から約36ヶ月後	日本語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	7部
			CD-R	7部

事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	15部
			CD-R	15部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS:Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動

計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

（5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 橋梁設計ガイドンス
- (2) 橋梁アセットマネジメント・ガイドブック

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない²。

² ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	載荷試験用計測機器を含む橋梁維持管理機材	加速度計、ひずみゲージ、電源装置、測定器、操作盤、PC等	一式	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：ザンビア共和国（ザンビア）

案件名：（和名）橋梁点検及び維持能力強化プロジェクト

（英名）The Bridge Inspection and Maintenance Capacity Building Project in Zambia

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における橋梁セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

内陸国であるザンビアにとって、経済成長のためには輸送コストの削減は必要不可欠となっており、第8次国家開発計画(The 8th National Development Plan : 8NDP)（2022年～2026年）では第一の開発目標分野として「経済の変革及び雇用の創出」を掲げているが、不十分なインフラ整備が高いビジネスコストの原因となるなど、同目標達成に向けた課題となっている。この課題を解決するため、ザンビア政府は8NDP及び国家運輸政策の中で、関連インフラ（橋梁含む）の維持管理・開発を通じて、ザンビアを南部アフリカ域内の運輸のハブに変えていくことを目標としている。

一方で、ザンビアにおける橋梁の多くは1970年代以前に建設され、維持管理に係る制度及び体制が不十分なため、老朽化に伴う劣化が課題となっている。そこで、インフラに係る全体コストを抑えるため、既存の橋梁の適切な維持管理とそれによる耐用年数の長期化が重要となっている。

このため、インフラ・住宅・都市開発省及び道路開発庁(Road Development Agency。以下、「RDA」という。)は、JICAとともに「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」及び「橋梁維持管理能力向上プロジェクト フェーズⅡ」（以下、「フェーズⅡ」という。）を実施し、国内の主要な橋梁の日常維持管理、点検、補修手法の改善に取り組んでおり、RDAでは同プロジェクトで作成した日常維持管理ガイドライン、橋梁補修ガイドブック、橋梁点検ガイドブック等を活用して橋梁の点検・維持管理に着手している。しかし、ザンビアには特殊橋梁を含む多数の橋梁（約730橋）があり国内全土に亘る橋梁の計画的な維持管理の実施には課題が残っていることに加え、橋梁維持管理計画の策定とも関連の深い橋梁設計手法や橋梁の耐久性（強度や通行可能荷重）の評価手法の理解・導入と職員の能力強化の必要性も高く、これらを維持管理及び補修業務に反映した橋梁アセットマネジメントに係る総合的なキャパシティを高めることも重要な課題になっている。

加えて、周辺国との国境及び国際回廊上に位置する橋梁はザンビアのみならずこれら周辺国と協働して適切に維持管理する必要があることから、本プロジェクト及びこれまでの技術協力の成果を活用して周辺国にも維持管理手法の普及・展開を図る等の連携を深めることも不可欠である。

さらに、フェーズⅡの協力で開設したザンビア大学(University of Zambia。以下、「UNZA」という。)内の橋梁維持管理センターでは、ザンビア等の技術者に向けた研修を既に開始しているが、ザンビアが技術的にも域内運輸のハブとなることを目指すためには、同センターが周辺国を含めた維持管理技術者的人材育成拠点として機能するために、研修内容のさらなる拡充を図っていくことが必要となっている。

（2）ザンビア国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

日本国政府の援助方針「対ザンビア国 開発協力方針」（2023年9月）では援助の重点分野の一つとして「経済インフラの強化」を掲げており、国際回廊を中心にインフラ開発や運用体制強化等を通じた周辺国との連結性強化に取り組むとしている。また、対ザンビアJICA国別分析ペーパー（2025年3月）では「回廊開発・連結性の向上」を協力プログラムとし、短中期の方針として国際回廊上の道路・橋梁等の運輸交通インフラの維持管理及び人材の持続的な育成システムの質的向上と周辺国への知見の展開を図ることとしている。本プロジェクトはこれら協力方針等における重点分野での課題解決に貢献する案件として位置づけられる。

また、ザンビア及び周辺国の橋梁維持管理の推進を通じて強靭なインフラの構築、さらに気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンスの強化に資することから持続可能な開発目標（SDGs）ゴール9「強靭なインフラの構築等」及びゴール13「気候変動」に貢献すると考えられる。

加えて、TICAD9に際して発表された「ナカラ回廊グローバル・サプライチェーンの強靭化（2025年8月）」における協力メニュー案の一つである「1. 物流強化」に資する協力案件として、本プロジェクトは位置付けられている。

また、JICAグローバルアジェンダ「運輸交通」の中で掲げるクラスター「道路アセットマネジメント」とも合致している。

（3）他の援助機関の対応

他援助機関（アフリカ開発銀行：AfDB）の活動動向について、下記2件の橋梁建設事業が検討されているが、維持管理事業には該当しないため本件との重複はないと考えられる。

- ・ ルアングワ郡フェイラ橋梁建設（計画：96.2 百万米ドル）
- ・ グレートノース道路チフマ橋及びムサニヤ橋建設（計画：20 百万米ドル）

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業では、ザンビア国内での中長期的な橋梁維持管理補修計画の策定、橋梁維持管理業務の定着及び橋梁設計に係る知見（耐荷重評価や補修計画策定に関連するもの）も含めた橋梁アセットマネジメントの最適化に係る総合的なキャパシティの向上、橋梁維持管理技術者の育成体制の定着と充実を進めるとともに、これら知見の周辺国との共有を図ることにより、橋梁の点検・診断から補修計画の策定までの一連の橋梁維持管理活動の改善を図る。これらの取り組みをもって、内陸国であるザンビア及び周辺国にとって重要な国際回廊上での橋梁維持管理の向上・均質化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ザンビア及びザンビアに接続する国際回廊上に位置する橋梁
参画が想定される周辺国：ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ、モザンビーク（以下、「周辺国」という。）

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：RDA及びUNZA、並びに周辺国における道路・橋梁維持管理機関の橋梁技術者、大学等（約160名）
最終受益者：プロジェクト対象地域の橋梁利用者（約1,900万人）

(4) 事業実施期間

2026年3月～2029年2月を予定（計36カ月）

(5) 事業実施体制

RDA及びUNZA、並びに周辺国における道路・橋梁維持管理機関、大学等

(6) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力プロジェクト「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」（2015年2月～2017年8月）及び「橋梁維持管理能力向上プロジェクト フェーズII」（2019年3月～2026年3月）にて導入された橋梁の日常維持管理、点検、橋梁補修にかかる新たな業務手法をベースとして、本件プロジェクトでは、国内における定着・他地域への展開や、国際回廊上にある橋梁に対して周辺国とも連携した維持管理に取り組む計画としている。また、フェーズIIで開設した橋梁維持管理センターでの人材育成については、講義内容の改善などを通じて研修内容の充実を図る。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2. (3) に記載のAfDBによる橋梁建設事業で建設される橋梁に対して、本プロジェクトの成果を踏まえた適切な維持管理を通して貢献することが想定される。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業が計画している橋梁補修に係る能力強化や橋梁設計関連の活動は、気候変動に伴う大雨・洪水等の異常気象の頻発等のリスクへの対応としてインフラの強靭化(Adaption of Strategic Infrastructure) を行うとのザンビア国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するため、気候変動適応策に資する可能性がある。

具体的には、橋梁維持管理能力が強化され、橋梁の劣化を防ぐことができれば、橋梁通過前後における減速・加速や迂回による移動距離の増を抑えることができ、燃料消費と温室効果ガス排出の軽減に寄与することができる。また、新設橋梁ではコンクリート、鋼材、セメント、鉄筋などの製造過程で多くのCO₂を排出する材料を使用するが、適切な橋梁の維持管理を行い、延命化することにより、それらの材料の製造量が低減するため、これらにより気候変動緩和策に資することが見込まれる。

また、洪水等自然災害に対する橋梁インフラの強靭化が図られることから、気候変動適応策にも資することが見込まれる。

3) ジェンダー分類：GI (S)（ジェンダー活動統合案件）

＜分類理由＞

詳細計画策定調査において、プロジェクト内のワーキング・グループ (WG) やパイロット事業でのOJTへの女性技術者の参加が限定的であるなど、ジェンダーに基づく課題を確認した。それらの課題に対して、①WGへの女性技術者の配置や能力強化の機会の提供、②現場でのOJTにおいて女性技術者が参加しやすい環境準備に留意することとし、評価指標として、WGメンバー、研修・OJTへの女性参加比率、女性技術者の参加に配慮した現場でのOJT実施件数比率を設定することを先方政府と合意したため。

（8）その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：ザンビア及び周辺国の国際輸送回廊における橋梁維持管理の向上・均質化が図られる。

指標：

- ・ 指標 1：ザンビア国内において、橋梁の状態を示す Priority Condition Index (PCI) の「不良：Poor」、「重大損傷：Critical」（5段階評価の下位 2 項目）の件数が両者合わせて XX 件³を下回る。
- ・ 指標 2：国境の 2 つの橋梁が維持管理ガイドライン等を踏まえ良好な状態で維持管理される。

（2）プロジェクト目標：ザンビア及び周辺国の国際輸送回廊における橋梁の点検・診断から補修計画の策定までの一連の橋梁維持管理活動が改善される。

指標：

- ・ 指標 1：橋梁アセットマネジメント・ガイドブック及び橋梁補修ガイドブック（前フェーズで策定）に基づき、橋梁維持管理の各段階における業務が体系的に実施される。
- ・ 指標 2：ザンビアにおける橋梁維持管理及びその能力強化にかかる実践手法が周辺国で参照される。

（3）成果

成果1：RDAが実施済の橋梁点検結果に基づくモデル橋梁の維持管理・補修の実施と、中長期橋梁維持管理補修計画の策定が行われる。

成果2：橋梁設計から維持管理段階までの橋梁アセットマネジメントの最適化にかかる業務実施手法が導入される。

成果3：国際輸送回廊上の橋梁点検・補修の共同実施を通じて、橋梁維持管理手法が周辺国関係機関に共有・普及される。

成果4：橋梁維持管理センター（ザンビア大学内に開設）において、研修内容の充実を図りつつ、橋梁維持管理技術者の育成プログラムが実施される。

（4）主な活動

【成果 1 に係る活動】

³ 各指標の目標値 (XX) は、プロジェクト開始後に具体的な数値を設定し、合同調整委員会 (JCC) にて承認を得る予定である。

- 活動 1-1 RDA が運用するデータベースに蓄積されている橋梁管理データや点検結果データ等を踏まえ、選定したモデル橋梁の健全性を評価する。
- 活動 1-2 活動 1-1 の結果を踏まえ、モデル橋梁の維持管理・補修計画を策定する。
- 活動 1-3 橋梁維持管理・補修計画及びそれらの優先順位を踏まえ、モデル橋梁の維持管理・補修実施スケジュールを策定する。
- 活動 1-4 モデル橋梁のパイロット補修事業（一部 OJT を通じて）を実施する。
- 活動 1-5 上記点検結果データを活用することにより、全国の中長期橋梁維持管理・補修計画を策定する。

【成果2に係る活動】

- 活動 2-1 適切な橋梁維持管理活動において参考すべき橋梁設計ガイドンスを策定する（概論の解説、既設橋の耐荷力の計算方法を含む）。
- 活動 2-2 橋梁技術者、その他関係者を対象として橋梁設計ガイドンスに関するワークショップ／セミナーを開催する。
- 活動 2-3 前フェーズで策定された橋梁維持管理マニュアル及び設計ガイドンスを参照し、橋梁維持管理の各段階における業務手順を体系的に整理した「橋梁アセットマネジメント・ガイドブック」を策定する。
- 活動 2-4 実際の維持管理にかかるパイロット事業の結果を踏まえ、橋梁設計ガイドンス及び橋梁アセットマネジメント・ガイドブックを最終化する。
- 活動 2-5 国内及び周辺国への普及に向けた橋梁アセットマネジメント・セミナーを開催する。

【成果3に係る活動】

- 活動 3-1 成果 2 のガイドンス及びガイドブックを参考し、国境における主要橋梁の合同点検を実施する。
- 活動 3-2 活動 3-1 の結果に基づき、橋梁維持管理・補修計画を策定する。
- 活動 3-3 橋梁維持管理・補修工事の結果、今後の取組み、政策・計画策定にかかる課題などを周辺国との関係機関と共有するための地域ワークショップを開催する。
- 活動 3-4 活動 3-3 で共有される知見を活用し、周辺国との関係機関が実施する各国内での主要橋梁の点検を遠隔支援する。

【成果4に係る活動】

- 活動 4-1 前フェーズ 2 で整備された橋梁維持管理技術者（Bridge Maintenance Engineer。以下「BME」という。）講座のカリキュラム（必要に応じ、新しい技術の導入含む）をレビューし、改訂する。
- 活動 4-2 RDA 及び UNZA 講師を対象として、理論及び実践的な側面から橋梁維持管理にかかる研修を実施する。
- 活動 4-3 BME 講座運営のための関係機関 PF の枠組みのもと、短期的なアクションプランの作成及びその実現を通じて RDA、UNZA 及び NCC（国家建設委員会）との連携を強化する。
- 活動 4-4 ザンビア及び周辺国との橋梁維持管理技術者及びその他関係者を

対象とした研修を実施する。

活動 4-5 各国の橋梁維持管理に携わる人材の育成において、関係大学と道路関連省庁間の連携を促進するため、地域セミナー及び遠隔コンサルテーションを実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

無し。

(2) 外部条件

- ・ 本プロジェクトで育成される主要な RDA 技術者及び UNZA 講師が、関連部署で職務を継続する。
- ・ 橋梁補修にかかる予算が、ザンビア政府によって継続的に配賦される。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

(1) 類似案件の評価結果

「エチオピア国 橋梁維持管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2006年度～2012年度)の事後評価(2015年度)では、同プロジェクトにて「橋梁維持管理サイクル」の概念の導入と実施機関に対する能力向上が行われたが、その後、実施機関は現実的でない補修計画を立てたため計画実施が一部に留まっていることを踏まえ、実施機関の維持管理の実績や実施能力を評価した上で予算の制約の中で現実的な計画を策定するための助言をする必要があるとしている。また、「モザンビーク国 道路維持管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2011年度～2014年度)の終了時評価調査では、実施機関の既存予算の枠組み内でパイロット事業を遂行したことは、プロジェクト成果を持続可能なものとする上で有効であったとしている。更に、「モンゴル国橋梁維持管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2013年度～2015年度)の事後評価(2018年度)では、同プロジェクトではカウンターパートの中から「中核人材」を育成したものの、「中核人材」の制度化や認定プロセスが定められていなかったことから、事業完了後に新たな「中核人材」の育成・認定が行われていなかったことを踏まえ、「中核人材」の公式認定や評価制度を確立するよう働きかけるべきだったとしている。

(2) 本事業への教訓

本プロジェクトの「成果2」では、前フェーズで策定した橋梁維持管理マニュアル等を参照しつつ「橋梁アセットマネジメント・ガイドブック」を策定することとしている。同ガイドブックにおける実際の維持管理業務の策定手順の解説においては、技術的な補修ニーズを踏まえつつも、予算制約や工事契約の発注・管理能力も考慮した維持管理業務の運用が図られるよう手順を取り纏めることとする。

また、本プロジェクトで実施予定のパイロット事業においても、実施機関の既存予算の枠組みの中で計画する等により、プロジェクト成果の持続性が維持できるよう留意する。

更に、フェーズIIで開始したUNZAにおけるBME講座を改訂しつつ運営を支援するに当たり、BME講座の受講者の資格認定のあり方についても助言をしつつ、制度化について必要に応じて働きかけることとする。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニツツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（5）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は、必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

- グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナーアクション会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：橋梁維持管理に関する能力向上に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ザンビア国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は36ヶ月であり、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2026年2月の契約締結から2029年4月の履行期間終了までの約39ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 58.50 人月

本邦研修に関する業務人月2.00を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2) 渡航回数の目途 延べ57回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本件契約においては、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める業務はありません。

（4）機材調達

本件契約においては、既存橋梁の耐荷重評価のために必要となる、静的載荷試験、動的載荷試験用機材を調達する。想定される調達機材は以下の通り。

加速度計、ひずみゲージ、電源装置、測定器、操作盤、PC等

（5）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請 TOR
- Record of Discussions (R/D)
- 詳細計画策定調査報告書

- ザンビア国橋梁維持管理能力向上プロジェクト フェーズ II (橋梁技術者育成) 業務進捗報告書
- BME講座運営プラットフォーム結成に係るMOU

2) 公開資料

- ザンビア国橋梁維持管理能力向上プロジェクト フェーズ II 業務完了報告書 (和文要約)
[JICA報告書 PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)
- ザンビア国橋梁維持管理能力向上プロジェクト 業務完了報告書
[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)
- Project Completion Report, The Bridge Maintenance Capacity Building Project in Zambia, Phase II
[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)
- Republic of Zambia, the bridge maintenance capacity building project in Zambia, phase 2: bridge routine maintenance guidelines & bridge repair guidebook
[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)
- Republic of Zambia, the bridge maintenance capacity building project in Zambia, phase 2: bridge inspection guidebook (guidelines and guidebooks for bridge maintenance / management, vol. 2)
[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合

は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プrezentationの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出しま

す。

【上限額】

365,573,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（12,146,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	機材費	第3章 2. 業務実施上の条件 (4) 機材調達	5,000,000円	載荷試験用機材一式（加速度計、ひずみゲージ、電源装	機材費

				置、測定器、操作盤、 PC等)	
2	本邦研修にかかる経費	第2章 第4条 業務の内容2. (2) 本邦研修	7,146,000円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.6人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費998,000円）	報酬 国内業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）その他留意事項

なし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)